

## 新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、店舗や事業所等（以下「店舗等」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策の継続又は新たな導入に必要な経費を補助することにより、事業者による感染予防対策の推進を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。
- 3 補助事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和5年2月28日までに行わなければならない。なお、令和5年1月25日から令和5年2月28日までにを行う交付申請にあつては、併せて規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む。）は、様式第1号によるものとする。

### (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、交付申請と併せて実績報告を受けたときは、交付決定と併せて交付額の確定をすることができる。
- 4 前項の規定による交付決定及び交付額の確定は、様式第3号によるものとする。
- 5 交付決定後、規則等に定める補助事業者の行うべき義務を履行しなかった場合、知事は交付決定を取り消すことができる。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の知事が別に定める変更等は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更等とする。

- 2 規則第12条第3項の申請書は、様式第4号によるものとする。
- 3 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 実績報告は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と令和5年2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類を含む。）は、様式第1号によるものとし、

事業完了写真及び補助対象経費の支払いに係る領収書の写し等を添付するものとする。

(概算払)

第8条 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、様式第5号を提出するものとする。

2 知事は、概算払の請求を受けたときは、補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付決定額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から実施する事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行し、令和3年6月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行し、令和3年8月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から実施する事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
新型コロナウイルス感染予防対策推進事業	<p>鳥取県内において、新型コロナウイルス感染予防対策を実施する、次の各号のいずれかに該当する店舗等を営業する法人もしくは個人とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(1) 食品衛生法第55条第1項による飲食店営業許可を有する飲食店（以下「飲食店」という。）</p> <p>(2) 宿泊施設、理美容所、公衆浴場又は興行場</p> <p>(3) 複数の県民が利用する施設（従業員のみが利用する事業所を含む。）</p> <p>(4) その他、くらしの安心局長が認める者</p>	<p>令和4年4月1日以降に支払った以下に該当する経費とする。ただし、県による他の補助金の対象となった経費を除く。</p> <p>(1) 基本的な感染予防対策 手洗い場設置・修繕、アルコールディスペンサーの購入設置及びフロアマーカ―等利用客への掲示物の購入又は作成委託にかかる経費</p> <p>(2) 飛沫感染防止対策 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、パーティション設置及びフィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修にかかる費用</p> <p>(3) 接触防止対策 共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化等）、共有物品の追加購入（マイク等）、ノータッチディスペンサー、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ及びキャッシュレス決済専用端末の購入にかかる経費</p> <p>(4) 換気機能向上対策 換気設備設置・改修（給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む）、換気用窓や網戸の取付け、扇風機・サーキュレーター、及びCO2モニター（二酸化炭素濃度測定器）等の購入に係る経費</p> <p>(5) その他、新型コロナウイルス感染予防対策に必要な経費で、くらしの安心局長が認めるもの</p>	1/2	鳥取県内に立地する店舗等（第3欄に掲げる感染予防対策を行うものに限る。）の数に20万円を乗じた額とする。	補助金の増額

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額、振込手数料、商品をインターネット購入する場合の商品配送料を除く。また、代金の支払方法が、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いをしたものを除く。

※店舗や事業所が自宅を兼ねる場合、事業専用を使用される範囲にかかる経費に限る。

令和4年度新型コロナ感染予防対策推進補助金交付申請書（実績報告書）

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号

住所

(個人事業主にあつては、自宅住所)

氏名

(法人にあつては、法人名及び代表者の職氏名)

担当者名

電話番号

電子メール

新型コロナ感染予防対策推進補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

下記のとおり実績を報告します。(受付番号： )

交付申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること。

記

1 交付申請額（実績報告額）

算定基準額 (対象経費の合計額)	円
交付申請額（実績報告額） (店舗数×20万円を上限とし、千円未満を切り捨てる。)	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可証等、事業の内容及び営業実態が確認できる資料</li> <li>・店舗・事業所の外観および事業完了が確認できる写真</li> <li>・対象経費にかかる領収書等の写し</li> <li>・(工事、委託を行う場合) 見積書等の工事内容が確認できる書類</li> <li>・補助金を振り込む口座の通帳の写し(店番、口座番号、口座名義人カナ名が確認できる部分)</li> </ul>

2 確認事項

<input type="checkbox"/> 鳥取県内に以下のいずれかの店舗を有している。
<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 理美容所 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> その他の対象業種 ( )
<input type="checkbox"/> 現在営業を継続している。(臨時休業含む)
<input type="checkbox"/> 店舗の感染予防対策に取り組む。

3 事業内容 (店舗数： ) ※記入欄が不足する場合は別葉とすること。

感染対策を実施する店舗の屋号	店舗の所在地	業種
	(□自宅兼店舗)	

※店舗ごとに営業許可証・確認証等もしくは営業内容及び営業実態が確認できる書類を添付すること。

対象事業 (□にチェックを入れ、対象品を○で囲む)	対象経費 (円) (領収書ごとに記入)
(1) 基本的な感染予防 □手洗い場設置・修繕 □アルコールディスペンサー、 ノータッチディスペンサーの購入設置 □フロアマーカ等利用客への掲示物作成委託 □その他 ( )	
(2) 飛沫感染防止 □仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、 シート等のパーティション設置 □フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト 変更等の店舗内改修 □その他 ( )	
(3) 接触防止 □共有設備の非接触化 (手洗い場の自動水栓化) □共有物品の追加購入 □非接触式温度計、サーモグラフィカメラの購入設置 □キャッシュレス決済専用端末の購入 □その他 ( )	
(4) 換気機能向上 □換気設備設置・改修 □換気用窓、網戸の取付け □扇風機・サーキュレーターの購入設置 □CO2 モニターの購入 □その他 ( )	
対象経費の合計 (A)	
対象経費×補助率 (A×1/2)	

※対象経費は消費税及び地方消費税に相当する額を除くこと。

※概算払いを希望する場合は様式第5号を添付して交付申請し、あらかじめ交付決定を受けること。

4 受取口座

金融 機関名	銀行 金庫 農業協同組合	支店名	支店 出張所 営業部	預金 種別	普通・当座
店番		口座番号			
口座名義 (カタカナ)					

※申請者と口座名義人が異なる場合は、様式第6号の委任状を添付すること。

5 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 ( 有 ・ 無 )

(2) 活用補助金の概要

(補助金名：

交付団体：

)

様

職 氏 名

令和4年度新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金交付決定通知書（及び概算払いについて（通知））

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

### 記

#### 1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

#### 3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

#### 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金交付要綱（令和3年4月14日付第202100010870号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

#### 5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

（概算払いを行う場合）

#### 6 概算払額等

- |             |
|-------------|
| (1) 概算払額    |
| (2) 概算払いの時期 |

様

職 氏 名

令和4年度新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和4年度新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金変更承認申請書

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

(受付番号: \_\_\_\_\_)

交付決定額	円
変更後の額	円
差引額	円
変更の時期	
変更の理由	

(変更後の額の内訳)

変更の内容	対象経費 (円)	対象経費×補助率 (円)
(1) 基本的な感染予防		
(2) 飛沫感染防止		
(3) 接触防止		
(4) 換気機能向上		
合計		

添付書類 変更にかかる工事・委託見積書等

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和4年度新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金概算払請求書

令和 年 月 日付で申請した新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金について、  
新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	円
概算払希望額 (交付決定額の1/2以内)	円

令和 年 月 日

振込委任状

鳥取県知事 様

(申請者) 郵便番号 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

私が申請した新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金について、下記の者に受領を委任します。

記

1 受任者 (口座名義人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 受任者と申請者の関係 \_\_\_\_\_